

〔申立費用及び添付資料一覧〕

1 手続費用

- (1) 申立手数料 2万円
- (2) 予納郵券
  - (ア) 協定型 6 3 8 円 (84円分7セット, 10円分5セット)
  - (イ) 和解型 注1 5 4 4 円 (84円分6セット, 10円分4セット)
- (3) 予納金 注2
  - (ア) 協定型 5万円
  - (イ) 和解型 9 6 3 2 円

2 添付資料

- (1) 清算株式会社の登記事項証明書
- (2) 清算財産目録 注3
- (3) 清算貸借対照表
- (4) 清算貸借対照表等に関する株主総会の承認決議の議事録写し 注4
- (5) 直近2期分の貸借対照表及び損益計算書
- (6) 株主名簿(解散時のもの)(住所記載不要)
- (7) 債権者名簿(住所記載不要)
- (8) 債務者名簿(住所記載不要) 注5
- (9) 債権申出催告の官報公告写し
- (10) 債権者の申立同意書(特別清算申立てに対するもの) 注6
- (11) 清算人の履歴書
- (12) 定款
- (13) 事業譲渡契約書又は会社分割契約書写し(事業譲渡等をしていない場合のみ必要)
- (14) スケジュール表(申立書に記載があるときは不要)
- (15) 清算人の報酬放棄書(報酬放棄するときのみ必要)
- (16) 委任状(代理人による申立ての場合のみ必要)
- (17) 清算株式会社からの委任状(代表清算人が代理人によって申立てをした場合のみ) 注7

注1 和解型とは、協定に代わるものとして債権者全員との個別和解により清算を行うことをいいます。

注2 事案によっては、更に、負債総額に応じた破産予納金相当額も必要となります（例、総債権額の3分の2以上の債権者から申立同意書が提出されないときなど。）。

注3 資産の部のみならず負債の部についても記載してください（会社計算規則6条参照）。

注4 清算人会を設置しているときは、清算人会の承認決議の議事録の写しも提出してください。

注5 債務者がいないときは、債務者名簿に「なし」と記載してください。

注6 法人の場合には、代表者（代表取締役、代表理事、又は法令の規定により代理権を有する者（支配人）等）の作成した書面でなければなりません。

注7 特別清算開始決定謄本を清算会社に送達する必要があります（会社法890条1項・2項）。申立人代理人が清算株式会社から委任を受けて開始決定謄本を受領する場合には、この委任状を提出してください。

この委任状の提出がない場合には、清算会社に対する開始決定謄本の送達費用として、1089円分の郵便切手を上記1(2)記載のものに加えて納めてください。

なお、この(17)委任状の委任者は清算株式会社であり、(16)の委任者（申立人である代表清算人個人、会社法511条）とは異なりますので、ご注意ください。